

## 平成２２年度「語学指導等を行う外国青年招致事業」募集要項 （４月来日者用）

「語学指導等を行う外国青年招致事業」（JETプログラム）は、日本における外国語教育の充実を図るとともに、青年交流による地域レベルでの国際交流の発展を図ることを通じて我が国と諸外国との相互理解を増進し、もって我が国の国際化の促進に資することを、その目的とするものである。

この目的は、JETプログラム参加者（以下参加者という）に地方公共団体、公・私立小・中学校及び高等学校等の活動の場が提供されることによって達成される。

本事業は、日本国の総務省、外務省、文部科学省及び（財）自治体国際化協会（以下「CLAIR」という）の協力の下に、地方公共団体等（以下「契約団体」という）が実施している。（注１参照）。

本事業は、当プログラム参加諸国政府の支援協力のもとに、１９８７年を初年度としてスタートし、２００９年度は、３６カ国から４，４３６名（注２、３参照）が参加している。

本事業に参加する者は、通常、契約団体と１年間の契約をすることとなる。来日の際の航空運賃や報酬は、契約団体（つまり契約団体の納税者）が支払う。また、参加者は地方公務員として契約団体に勤務することとなるため、勤務に当たっては、公僕としてふさわしい行動が求められることとなる。配置先決定後の参加取り止め及び契約期間途中における退職等は、契約団体が多大な迷惑を被ることとなるために、厳に謹まなければならない。

本事業は、過去２３年間、絶大な評価を博しており、この高い評価を維持することは、非常に重要である。招致される参加者は、当該国を代表する名誉ある者として、国際的相互理解の進展に努める等相当の責任を果たすことを期待されており、日本への積極的な関心、円満な性格等を有する者の応募が望まれる。

なお、本募集要項は、スポーツ国際交流員（注４参照）を除く国際交流員及び外国語指導助手を対象にしたものである。

本事業の詳細は、次のとおりである。

### １．募集職種・職務内容

募集職種は２種類ある。応募者は、いずれか一つの職種にのみ応募することができる。

#### (1) 募集職種

国際交流員：国際交流活動に従事する者。地方公共団体の行政部門等に配置され職務に従事する。

外国語指導助手：語学指導に従事する者。主として教育委員会、又は公立小・中・高等学校等において職務に従事する。なお、都道府県又は政令指定都市（注５参照）の仲介により私立小・中・高等学校に配置され、職務に従事する場合がある。

#### (2) 職務内容

国際交流員：契約団体の所属長の指示を受け、職務に従事する。職務内容は、契約団体により異なるが、概ね次のとおりである。

- ① 契約団体の国際交流関係事務の補助（外国語刊行物等の編集・翻訳・監修、国際交流事業の企画・立案及び実施にあたっての協力・助言、外国からの訪問客の接遇、イベント等の際の通訳等）
- ② 契約団体の職員、地域住民に対する語学指導（注６参照）への協力
- ③ 地域の民間国際交流団体の事業活動に対する助言、参画
- ④ 地域住民の異文化理解のための交流活動への協力及び外国人住民の生活支援活動への協力
- ⑤ その他

外国語指導助手：教育委員会又は小・中・高等学校に配置され、所属長や校長の指示を受け、外国語担当指導主事又は外国語担当教員等の助手として職務に従事する。職務内容は、契約団体により異なるが、概ね次のとおりである。

- ① 中・高等学校における日本人教師の外国語授業の補助
- ② 小学校における外国語会話等の補助
- ③ 外国語教材作成の補助
- ④ 日本人外国語担当教員等に対する現職研修の補助
- ⑤ 外国語関連のクラブ（注7参照）等活動への協力
- ⑥ 外国語担当指導主事や外国語担当教員等に対する語学に関する情報の提供（言葉の使い方、発音の仕方等）
- ⑦ 外国語スピーチコンテストへの協力
- ⑧ 地域における国際交流活動への協力
- ⑨ その他

## 2. 資格要件

（一般要件）

- (1) 日本について関心があり、来日後も進んで日本に対する理解を深めようとする意欲があること。日本の地域社会における国際交流活動に参加する意欲があること。
- (2) 心身ともに健康であること。
- (3) 日本で職務に従事し、生活適応する能力を有すること。
- (4) 日本国法令を遵守すること。
- (5) 犯罪に係わる刑罰等の執行猶予を受けている者においては、応募時までに執行猶予期間を了していること。
- (6) 応募時に、募集選考地国の国籍を有する（永住権を有する者は除く。）こと。（日本国籍を有する者は参加同意書提出期日までに日本国籍を離脱すること。）
- (7) 指定言語（注8参照）の発音、リズム、イントネーション、発声において優秀であり、かつ現代の標準的な語学力をそなえていること。また、文章力、文法力が優れていること。
- (8) 2007年以降JETプログラムに参加していないこと。ただし、過去の参加累計期間が5年以下の者。
- (9) 前年度JETプログラムに合格後、辞退した者でないこと。但し、やむを得ない事由があると認められる場合を除く。
- (10) 応募時までに2000年以降合計で6年以上に亘り日本に居住していないこと。
- (11) JETプログラムに参加するための我が国への入国に際して、出入国管理及び難民認定法第2条の2に定める在留資格をもって在留することに同意すること。

※（8）及び（10）は平成22年から要件を緩和している

（英語圏以外の国の場合）

- (12) 英語又は日本語の実用的能力を有すること。

（国際交流員については、一般要件の外、更に以下の要件を必要とする）

- (13) 日本語の実用的な能力を有すること。なお、能力のレベル等については、個々の招致要望（希望日本語能力等）を参照。
- (14) 大学の学士号取得者、又は指定の来日（2010年4月14日（水））までに学士号取得見込みの者であること。

（外国語指導助手については、一般要件の外、更に以下の要件を満たすこと。）

- (15) 日本語の実用的能力を原則として有すること。なお、希望日本語能力のレベルについては、個々の招致要望（希望日本語能力等）を参照。
- (16) 日本における教育、特に外国語教育に関心があること。
- (17) 積極的に子供達と共に活動することに意欲があること。

- (18) 大学の学士号取得者、又は指定の来日日（2010年4月14日（水））までに学士号取得見込みの者であること。或いは、3年以上の初等学校若しくは中等学校の教員養成課程を修了した者、又は指定の来日日（2010年4月14日（水））までに同課程を修了見込みの者であること。
- (19) 語学教師としての資格を有する者又は「語学（注8参照）教育」に熱意がある者。

**合格者は、日本語を学ぶ努力をすること、又は学び続けることが期待されている。**

### 3. 勤務条件

勤務条件は、事業主体である契約団体が決定する。一般的には次のとおりであるが、契約団体により異なる。

#### (1) 契約期間・勤務時間

契約期間は、指定来日日の翌日から1年間とする。また、指定来日日に来日できず、来日が遅れた者については、期間が短縮される。

なお、参加者が別途契約団体の定める条件に違反した場合、1年を満了しなくとも契約解除となる場合がある。

また、契約団体と参加者との合意がなされた場合に限り、再度1年間の契約を結ぶことができる。

**期間の途中で退職すると、学校の教育計画等当プログラムの運営に重大な支障をきたす。よって全ての参加者は、契約期間を全うすることを要求されている。**

勤務時間は、休憩時間を除き1週間について35時間である。勤務時間の割り振りは、契約団体により異なるが、通常、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分の時間帯内で定められる。基本的に、土曜日・日曜日・日本の祝日は休みとなる。ただし、業務の都合により、勤務時間の変更や土曜日・日曜日・日本の祝日における勤務が必要とされる場合もある。

また、有給休暇は契約団体により異なるが、最低10日は付与される。

#### (2) 報酬

日本国内で賦課される所得税及び住民税控除後の年間報酬額は360万円程度となる。この金額は、日本における平均的生活費としては、十分な額である。

租税条約等により、租税免除の適用を受ける者についても、年間報酬額は360万円程度である（注9）。報酬は月額で支給される。

なお日本では、健康保険、厚生年金保険、雇用保険等に参加しなければならず、その経費の一部は個人負担である。この個人負担額は月毎に税引き後の報酬額から給料支給時に差し引かれる。

#### (3) 兼業の禁止

参加者は、契約期間中当プログラム以外の就業が原則として禁止されている。

### 4. 契約団体

合格者は受入れが決まっている団体と契約をしなければならない。

以下に列挙するような特別な事情については、契約団体の決定に際し考慮されるが、必ずしも要望が受け入れられるとは限らない。（特に、繰上者の場合は、同一県・近県への配置は困難となる。）また、考慮されるべき事情がある場合は全て応募書類に記入することとし、それ以外の方法での要望は受け付けない。

（考慮される特別な事情）

- ・ 配偶者も同時に応募している場合
- ・ 配偶者または本人の家族が既に日本国内に居住しており、転居が不可能な場合

## 5. 個人情報

本申請に係る個人情報は、在外公館において使用される他、総務省、外務省、文部科学省、財団法人自治体国際化協会、都道府県及び政令指定都市、契約団体に提供され、配置、オリエンテーションの実施等に使用される。また、採用後に緊急事態が発生した場合、契約期間途中において中途退職する場合にも、プログラムの運営（※）のため、その時期および理由等を上記関係各機関に連絡することがある。（※）ここでいうプログラムの運営とは、具体的に以下のことを指す。

- (1) 中途退職者の補充業務
- (2) 各種負担金の請求・払戻業務
- (3) JET傷害保険に伴う契約や管理
- (4) JETプログラム参加者リストの更新
- (5) 緊急事態が生じた場合の対応
- (6) その他JETプログラムの円滑な運営に必要な業務

## 6. 渡航及び帰国について

### (1) 来日旅費等

合格者は指定された日程に従い、指定された航空便で来日しなければならない。

各国の指定された空港から成田国際空港までの航空券は契約団体から支給される。このため配置先決定後に本プログラムへの参加を辞退した者及び不合格になった者は、これによって発生するキャンセル料を請求される場合もある。

また、指定された空港までの各国国内交通費は自己負担であるが、成田国際空港からオリエンテーション会場までの交通費は契約団体が負担する。

プログラム参加前に既に日本国内に居住している場合（原則として国内において在留資格の変更が認められる者に限る。）は、国内からの赴任が認められる。その場合は、指定された空港又は指定された鉄道の駅からオリエンテーション会場までの交通費が契約団体から支給される。指定された空港又は指定された鉄道の駅までの交通費は自己負担とする。東京から100km未満の地点から参加する場合は全て自己負担となる。

オリエンテーション会場から赴任地までは、同一の取りまとめ団体に配置された参加者と一緒に移動することとし、個別に移動することは認められない。

また、その交通費は契約団体が負担する。

### (2) 帰国旅費

帰国旅費については、契約期間の終了後帰国までの間に、日本において当該団体又は第三者と雇用関係に入ることなく、かつ、1ヶ月以内に帰国する場合、日本から出発時の指定された空港までの帰国旅費が、原則として航空券により支給される。

日本国内から赴任した者のうち上記要件を満たす者については、出身国内の指定される国際空港までの帰国旅費が、原則として航空券により支給される。

### (3) 旅費の返還

参加者は、正当な理由なく帰国する等契約条件に違反した場合、また、訪日後にJET参加者としてふさわしくない行為により合格が取り消された場合は、自費で帰国するとともに、既に支払った往路の旅費の返還を求められる等相応の措置がとられる場合がある。

### (4) 家族の査証

参加者が同伴する家族（配偶者及び子供）に対しては、家族滞在査証が発給されるが、法律上認可された家族に対してのみであり、婚約者や事実婚者に対しては発給されない。

## 7. 住居

住居については、契約団体から参加者に対し、適切な情報が提供される。住居は参加者が契約し、住居にかかる費用も全て参加者が支払わなければならない。

なお、契約団体が住居の手配を代行する場合があるが、この場合も、諸費用は全て参加者の負担となる。

日本においては、入居前に、家賃の他、入居に要する諸費用の支払いが必要となる。入居に要する諸費用は、敷金、礼金、不動産業者への仲介手数料、前家賃等である。これらの諸費用は、参加者が、来日直後に支払わねばならない。諸費用の額は、通常、家賃の２ヶ月分から６ヶ月分程度の額となる。

また、部屋の維持費及び修繕費については、賃貸借契約の定めるところによる。

## ８ オリエンテーション及び研修

### (1) 出発前オリエンテーション

日本に出発する前に、本事業及び日本語に関する教材が送付される。また、出発前に各在外公館において出発前オリエンテーションが行われるが、合格者は原則出席しなければならない。

なお、日本国内からの参加者への出発前オリエンテーションは行っていない。

### (2) 来日直後オリエンテーション

CLAIR、文部科学省及び契約団体により生活一般、職務の遂行等に関する研修が行われる。新規参加者は、来日直後オリエンテーションに出席しなければならない。

### (3) 研修

来日後、参加者は、日本語能力の向上と、帰国後の日本語普及等を通じた対日理解の促進を図るため、日本語学習の機会が提供される（JETプログラム日本語講座（初級・中級・上級コース、翻訳・通訳コース、言語・教育コース）。参加者は、CLAIR等が出席を義務づけている研修（中間期研修会）には必ず出席しなければならない。

## ９. 応募方法

応募者は次の書類を整え、原本１部、コピー２部を２０１０年１月１２日までに母国にある日本大使館に提出しなければならない。早期提出が望ましい。なお、これらの提出書類は返却されない。

### (1) 応募書類

### (2) 健康状況自己報告書

### (3) 英語又は日本語による推薦状２通（卒業見込者については、必ず１通は卒業予定年月日を明示した大学関係者の推薦状であること）

### (4) 成績証明書

### (5) パーソナルエッセイ（A４サイズ２ページ以内とし、ページを超える部分は考慮の対象としない。タイプ打ち、ダブル・スペース）

### (6) 卒業証明書（卒業見込者については卒業見込証明書又は在学証明書を提出すること）

### (7) 国籍を証明する文書の写し（パスポート、出生証明書等）

## １０. 合格通知及び参加資格の取り消し

### (1) 合格通知

第１次及び２次選考の結果、在外公館が推薦する候補者のうち、関係機関の協議を経て、契約団体による受け入れが決まった者を合格者とする。合格者に対しては、２０１０年２月に外務省が、在外公館を通じて配置される契約団体名とともに合格を通知する。追って、契約団体からは採用通知書、勤務条件や勤務先を明示した書類、契約団体の紹介パンフレット等が合格者に直接送付される。

合格者は、原則として訪日前までに（無）犯罪歴証明書の入手・所轄の公館への提出が義務づけられている。また、海外の同一国に引き続き少なくとも１２ヶ月以上滞在したことがある者に対しては、かかる国の（無）犯罪証明書も提出する。正当な理由なく同証明書の提出が訪日前になされない場合は、参加資格が取り消される。また、犯罪の性質等によっては以下（２）にあるとおり参加資格が取り消されることがある。

### (2) 参加資格の取り消し

JET 候補者及び合格者に以下のような事由が生じた場合には、参加資格が取り消されるこ

とがある。

- ① 参加者としてふさわしくない行為があった場合、もしくは、そのような行為を行う恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある場合。
- ② 応募書類に虚偽の記載があった場合。
- ③ JETプログラムへの参加にふさわしくない犯罪歴があると認められた場合。（原則として飲酒運転で有罪となっている場合は不合格となる。また、麻薬、性犯罪に関係した行為、申請書提出後の飲酒運転など、裁判上有罪に至らなくても失格となる場合がある。）
- ④ 資格要件を満たさないことが、当事者の責に帰すべき事情により、事後的に明らかになった場合。
- ⑤ 日本国籍との二重国籍者が提出期日までに日本国籍を離脱しない場合
- ⑥ 合格者本人の事情により、職務に制約を受けることが事後的に明らかになった場合。（なお、この者の制約が解消されたと認められた場合には、次年度の再応募時の書類選考は免除される。）

#### 1 1. 応募から来日までの日程

2009年 12月 応募締切り日  
 12月 第1次選考（書類）  
 2010年 1月 第2次選考（面接）  
 2月 合格発表  
 4月 出発前オリエンテーション等  
 来日、契約

#### 1 2. 専属的管轄裁判所及び準拠法についての定め

募集についての専属的管轄裁判所は東京地方裁判所とする。また、準拠法は日本法とする。

#### 【注】

1. 「総務省、外務省、文部科学省、CLAIR及び契約団体の役割」

総務省： 国別招致計画を策定する。また、本事業の実施に関し、契約団体において必要となる経費を措置する。

外務省： 在外公館を通じて、募集・選考事務及び出発前オリエンテーションを行う。  
<http://www.mofa.go.jp/jet/>

文部科学省： 外国語指導助手について、来日直後オリエンテーション、職務に従事する期間中の研修、カウンセリング及び職務に関する助言等を行う。

CLAIR： 参加者の配置、来日直後オリエンテーション、研修、カウンセリング、JET関連の出版物の刊行及びこれに関連する業務を行う。  
<http://www.jetprogramme.org/>

契約団体、： 本事業を活用している地方公共団体（都道府県或いは市町村）等を指す。2009年度においては、約1,000の契約団体に参加者が配置されている。

#### 2. 2009年度における各国からの参加予定人数

2009年7月1日現在

招致対象国	CIR	ALT	SEA	総計
アメリカ	108	2428	1	2537
イギリス	17	373	0	390
オーストラリア	20	251	1	272
ニュージーランド	14	180	0	194

カナダ	22	459	0	481
アイルランド	3	93	0	96
フランス	10	8	0	18
ドイツ	11	2	0	13
中国	64	9	1	74
韓国	52	3	3	58
ロシア	8	1	0	9
ブラジル	15	0	0	15
ペルー	2	0	0	2
スペイン	2	0	0	2
イスラエル	1	0	0	1
イタリア	3	0	0	3
南アフリカ	0	102	0	102
アルゼンチン	1	0	0	1
ベルギー	1	0	0	1
フィンランド	1	1	0	2
モンゴル	2	1	0	3
オーストリア	0	1	0	1
インドネシア	1	0	0	1
スイス	1	0	0	1
インド	1	11	0	12
フィリピン	1	0	0	1
オランダ	2	2	0	4
ブルガリア	0	0	1	1
シンガポール	2	51	0	53
ジャマイカ	0	52	0	52
マレーシア	1	0	0	1
バルバドス	0	8	0	8
ルクセンブルグ	0	1	0	1
トリニダード・トバゴ	0	24	0	24
ケニア	0	1	0	1
アンティグア・バーブーダ	0	1	0	1
総計	366	4063	7	4436

## 3 2009年度における都道府県別参加人数

2009年7月1日現在

都道府県名	CIR	ALT	SEA	総計	都道府県名	CIR	ALT	SEA	総計
北海道	7	202		209	広島県	4	97		101
青森県	15	102		117	山口県	5	50		55
岩手県	3	30		33	徳島県	7	74		81
宮城県	5	74		79	香川県	5	32		48
秋田県	8	90		98	愛媛県	6	87		93
山形県	5	59		64	高知県	15	78		93
福島県	5	148		153	福岡県	6	96		102
茨城県	4	43		47	佐賀県	5	44		49
栃木県	3	34		37	長崎県	10	143	5	158
群馬県	2	120		122	熊本県	6	128		134
埼玉県	5	73		78	大分県	8	80		88

千葉県	4	56		60	宮崎県	14	65		79
東京都		9		9	鹿児島県	14	119		133
神奈川県	1	11		12	沖縄県	7	95		106
新潟県	6	72		78	札幌市	5	35		40
富山県	11	81		92	仙台市	2	66		68
石川県	17	90		107	横浜市	1			1
福井県	4	90		94	川崎市	1			1
山梨県	4	64		68	名古屋市	1			1
長野県	9	84		93	京都市		11		11
岐阜県	11	78	1	90	大阪市	4	23		27
静岡県	5	108		113	神戸市	2	80		82
愛知県	6	34		40	広島市	4	19		23
三重県	8	99		107	北九州市	3	16		19
滋賀県	6	80		86	福岡市	4			4
京都府	7	71		78	千葉市	2	5		7
大阪府	1	121		122	さいたま市		2		2
兵庫県	6	188		194	静岡市		13		13
奈良県	5	58		63	堺市	1	1		2
和歌山県	3	47		50	新潟市	5	4		9
鳥取県	16	55	1	72	浜松市	2	18		20
島根県	23	66		89	岡山市		4		4
岡山県	2	42		44	総計	366	4,063	7	4,436

#### 4 「スポーツ国際交流員」

特定種目のスポーツを通じて、国際交流活動に従事する者。スポーツ施設や教育委員会の関係部署等に配属され、スポーツ指導等を行う。

#### 5 「政令指定都市」

政令で指定された人口50万人以上の市。大都市行政を効率的に運営するため、通常道府県に属する事務が委譲されている。現在は、札幌、仙台、新潟、さいたま、千葉、横浜、川崎、静岡、浜松、名古屋、京都、大阪、堺、神戸、岡山、広島、北九州及び福岡の18市。

6 ここでいう、「地域住民に対する語学指導」とは、地域住民を対象とする外国語教室または外国語講座等を指す。

7 学校において、共通の興味や関心を持つ生徒で組織され、主に外国語会話などを活動内容とする教育活動を行う。

8 英語圏諸国においては英語、フランスにおいてはフランス語、ドイツ及びオーストリアにおいてはドイツ語、中国においては中国語、韓国においては韓国語、このほか英語圏以外の国の場合は英語またはその国の主要言語。

9 本事業の参加者は、必ずしも母国での納税義務が免除される訳ではない。母国における租税制度がどのようになっているかを知ることは参加者の責任であり、課税の場合は、参加者が負担することになる。